

○筑波大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則

平成16年12月24日
法人規則第45号

改正 平成19年法人規則第40号

平成23年法人規則第64号

平成30年法人規則第53号

筑波大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における寄附講座及び寄附研究部門について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「寄附講座」とは、筑波大学（以下単に「大学」という。）の教育研究を行う組織において、当該組織が行う教育研究に相当する活動を実施するもの（附属学校教育局において、当該組織に関連する教育研究活動を実施するものを含む。）であって、当該活動に係る経費が法人に対する奨学を目的とする寄附金（以下単に「寄附金」という。）により支弁されるものをいう。

2 この法人規則において「寄附研究部門」とは、大学の研究を行う組織において、当該組織が行う研究に相当する活動を実施するものであって、当該活動に係る経費が寄附金により支弁されるものをいう。

(設置の基本方針)

第3条 寄附講座又は寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）は、寄附金を有効に活用して、法人の主体性の下に設置運営し、もって大学の教育研究の進展及び充実に資するものである場合に設けることができるものとする。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附金の寄附者（以下単に「寄附者」という。）からの申出があったときは、寄附講座等の名称には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 大学の教育研究を行う組織（附属学校教育局を含む。）又は研究を行う組織の長（学類に

あつては当該学類を置く学群の学群長とする。次条第2項において同じ。)は、寄附講座等の設置に係る寄附金の提供の申出を受けた場合において、当該寄附講座等の設置が当該組織における教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、寄附講座等の概要をとりまとめ、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の概要には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 寄附講座等を置く組織の名称
- (2) 寄附講座等の名称
- (3) 寄附講座の教育研究領域の概要又は寄附研究部門の研究目的及び研究課題
- (4) 寄附者の概要
- (5) 寄附予定額（施設設備等が併せて寄附される場合はその概要）
- (6) 寄附の時期及び期間
- (7) 寄附金の使途
- (8) 寄附講座等を担当する大学教員（以下「寄附講座等教員」という。）予定者名、職名、所属
- (9) 既存組織の構成状況及びそれに照らした寄附講座等の設置の必要性

（設置の決定）

第6条 学長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請の承認の可否を判定し、設置を決定するものとする。

2 学長は、前項の判定の結果を当該組織の長に通知するとともに、設置を決定したときは、教育研究評議会に報告しなければならない。

（存続期間）

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 前項の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例による。

（寄附講座等の構成）

第8条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授1人及び准教授、講師又は助教1人の寄附講座等教員を単位として構成するものとする。

（寄附講座等教員）

第9条 寄附講座等教員は、任期の定めのある職とする。

2 寄附講座等教員の採用は、国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則（平成16年法人規則第4号）の定めるところによる。

（職務内容）

第10条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(寄附金の受入れ等)

第11条 寄附講座等に係る寄附金は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 寄附金の受入れに関するその他の取扱いについては、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）及びそれに基づく法人の規則の定めるところによる。

(成果の公表)

第12条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、教育研究の成果をとりまとめ、公表するものとする。

(特許等の取扱い)

第13条 寄附講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この法人規則に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規則は、平成16年12月24日から施行する。

2 この法人規則施行の際現に設置を決定している寄附講座等については、この法人規則の規定により設置を決定したものとみなす。

附 則（平19.6.28法人規則40号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規則64号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平30.12.20法人規則53号）

この法人規則は、平成31年1月1日から施行する。